

わたしは申告が必要？  
市民税・県民税申告  
フローチャート

**スタート**  
令和3年1月1日現在、  
熊谷市に居住していましたか？

いいえ

令和3年1月1日現在に居住してい  
た市区町村にお問合せください。

はい

令和2年1月1日から12月31日までに収入がありましたか？  
(遺族年金・障害年金、失業保険等の非課税の給付等は除きます。)  
・収入がなかった方はAへ、  
・収入があった方は主な収入の種類によってB、CまたはDへお進みください。

**A 収入がなかった方**

- 次のいずれか一つでも該当するものがありますか。
- 1 国民健康保険、後期高齢者医療保険、介護保険等に加入している。
  - 2 老人医療等の各種福祉制度を利用している。
  - 3 所得・課税（非課税）証明書が必要である。
  - 4 国民年金保険料の免除を受けたい。

該当する

判定結果  
の①へ

該当しない

判定結果  
の③へ



このフローチャートは、一般的な例を示しています。収入の種類が複数あると、フローチャートに該当しない場合があります。ご不明な点は市民税課までお問い合わせください。

**B 給与収入があった方**

給与以外に所得はありますか。  
(給与を複数の会社からもらっている場合は、「はい」へ進んでください。)

はい

年末調整をしていない給与収入と、給与以外の所得（年金等）の合計額が20万円以下ですか。

はい

判定結果  
の①へ

いいえ

判定結果  
の②へ

いいえ

年末調整は済んでいますか。

はい

扶養控除、医療費控除等を変更（追加）しますか。

はい

判定結果  
の②へ

いいえ

判定結果  
の②へ

いいえ

勤務先から熊谷市に給与支払報告書が提出されていますか。(不明な方は勤務先に確認してください。)

はい

判定結果  
の③へ

いいえ

判定結果  
の①へ

**C 公的年金等の収入があった方**

公的年金等（国民年金、厚生年金などの年金）の収入の合計額が、400万円以下ですか。

はい

公的年金以外の所得はありましたか。

はい

公的年金以外の所得（給与等）の合計額が20万円以下ですか。

いいえ

判定結果  
の②へ

いいえ

判定結果  
の②へ

いいえ

扶養控除、医療費控除等を変更（追加）しますか。

はい

判定結果  
の①へ

いいえ

判定結果  
の③へ

はい

公的年金以外の所得は給与所得のみで、勤務先から熊谷市に給与支払報告書が提出されていますか。

はい

判定結果  
の③へ

いいえ

判定結果  
の①へ

**D 給与・年金以外の所得があった方**

所得の合計額が所得税の所得控除の合計額より大きいですか。

はい

判定結果  
の②へ

いいえ

判定結果  
の①へ

**判定結果**

**備考**

①

市民税・県民税の申告が必要です。

所得税が源泉徴収されていて、所得税の還付を受ける場合は確定申告が必要です。

②

所得税の確定申告が必要です。

確定申告をされた方は市民税・県民税申告の必要はありません。また、控除額が所得より大きい場合など、確定申告が不要な場合もあります。

③

確定申告・市民税・県民税の申告は不要です。

所得税が源泉徴収されていて、所得税の還付を受ける場合は確定申告が必要です。